

平成18年6月22日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成18年6月の沖縄県における長雨土砂災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 平成18年6月12日に沖縄県で発生した長雨土砂災害について、沖縄県から住宅に被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合には、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、当該住宅が賃貸住宅であることから、最高200万円の支援金が支給される。

該当都道府県	支援法適用日	支援法適用基準	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	一部損壊
【沖縄県】 那覇市	6月12日	第1条第2号	12	0	0

注1 全壊、半壊、一部損壊の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号による。

（解説）

第2号 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）

西岡、仲島

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）

3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）